

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
平成28年度事業 点検・評価調書

3-22

3-22

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	景観阻害要因についての関係者協議
節			
事業(施策)名	22 景観阻害要因の調査	事業主体	佐渡市建設課
事業実施期間	H28～H34	関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市地域振興課、佐渡市環境対策課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観阻害要因への対応により、まちなみ・景観の維持・改善を図る。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄塔や電柱、放置空き家等、景観阻害要因を抽出し、改善に向けて関係者と協議のうえ、具体的対策を検討・実施する。 		
事業実績	<p>【事業成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● H27年度に実施した危険空家調査に基づき、危険空家の所有者に対し、適正管理依頼文書及び、管理者の意向を確認するアンケートを送付した。 ● 市民の安全・安心の確保及び良好な景観を形成することを目的に、市内の老朽化して危険な空家の解体を推進するため、補助事業による老朽危険廃屋対策支援事業を実施し、平成28年度は申請のあった18件の危険空家の解体補助を行った。 ● 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた空家等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係団体、学識経験者らによって組織する空家対策協議会を平成29年2月に設置した。 		
今後の取組・課題	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 放置空家等、景観阻害要因を抽出し、改善に向けて関係者と協議する必要がある。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設立した空家等対策協議会において内容を協議し、平成29年度中に「佐渡市空家等対策計画」を策定する。その後は、計画に基づいて管理不全空家等の改善に取り組んでいく。なお、相川の廃屋については、空屋対策特措法にもとづき準備を進め、さらに、京町の危険家屋についても所有者との協議を進める。 		
事業評価	<p>【事業の達成度】 [a (b) · c]</p> <p>【事業実施の効果】 [a (b) · c]</p> <p>【総合評価】 [A · (B) · C]</p> <p>◇平成28年度事業については予定通りに実施し、一定の成果が得られた。</p>		

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。